

議案第43号

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(委員会の所掌事務)

第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会

(以下「委員会」という。)は、同条第2項第6号の規定に基づき、次の各号の事務を所掌するものとする。

(1) 法第26条第1項の規定による中期計画の作成又は変更に係る知事の認可に際して意見を述べること。

(2) 法第28条第1項の規定による毎事業年度における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。

(3) 法第28条第1項第3号の規定による中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、地方独立行政法人ごとに設置する。

2～5 略

(委員長)

(委員会の組織)

第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会

(以下「委員会」という。)は、地方独立行政法人ごとに設置する。

2～5 略

(委員長)

第5条 略

(臨時委員)

第6条 略

(会議)

第7条 略

(秘密保持義務)

第8条 略

(委員会の庶務)

第9条 略

(委任)

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営
に関し必要な事項は、委員会が定める。

(処分等の制限に係る重要な財産)

第4条 略

(臨時委員)

第5条 略

(会議)

第6条 略

(秘密保持義務)

第7条 略

(委員会の庶務)

第8条 略

(委任)

第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営
に関し必要な事項は、委員会が定める。

(処分等の制限に係る重要な財産)

第11条 略

第10条 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。